

政令番号46 キザロホップエチル

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成25年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道			6.8E+3					6,832.0
2	青森県			3.2E+2					322.0
3	岩手県			3.1E+2					308.0
4	宮城県			7.7E+2					770.0
5	秋田県			2.7E+2					273.0
6	山形県			2.2E+2					224.0
7	福島県			2.1E+1					21.0
8	茨城県			9.8E+1					98.0
9	栃木県			3.5E+1					35.0
10	群馬県			7.0E+0					7.0
11	埼玉県								
12	千葉県			2.1E+1					21.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県			3.6E+2					357.0
16	富山県			2.7E+2					273.0
17	石川県			7.0E+1					70.0
18	福井県			2.8E+1					28.0
19	山梨県			1.4E+1					14.0
20	長野県								
21	岐阜県			2.1E+1					21.0
22	静岡県								
23	愛知県			1.9E+2					189.0
24	三重県			2.1E+1					21.0
25	滋賀県			1.3E+2					133.0
26	京都府			7.0E+0					7.0
27	大阪府								
28	兵庫県			4.9E+1					49.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県			3.5E+1					35.0
32	島根県			1.4E+1					14.0
33	岡山県			2.1E+1					21.0
34	広島県			2.8E+1					28.0
35	山口県			1.4E+1					14.0
36	徳島県			7.0E+0					7.0
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県			1.3E+2					133.0
41	佐賀県			1.9E+2					189.0
42	長崎県								
43	熊本県			1.4E+1					14.0
44	大分県								
45	宮崎県			2.1E+1					21.0
46	鹿児島県			1.6E+2					161.0
47	沖縄県								
	全国			1.1E+4					10,710.0